

障害者ソーシャルワークにおける 実習に向けての一考察

—学生障害者理解と障害者福祉施策を通じて—

高梨友也・下村美保

はじめに

本稿における用語について

「障害」という表記については「障がい」・「障碍」等と表現されることが多くなっているが、法律や通知等では「障害」が用いられており、本稿内でも法律を取り上げることから、本稿においては「障害」・「障害者」を用いることとする。

本学の人間科学部人間関係学科は、2021（令和3）年4月1日に開設し、2021（令和3）年度は一期生が学んでいる。人間関係学科は2年次に3つのコース（選択制）に分かれることになり、学生は①グローバルコミュニケーションコース、②心理総合コース、③福祉マネジメントコースのいずれかに所属し、学びを深めることとしている。そのなかで③福祉マネジメントコースでは、定められた単位を修得すれば社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができる。それに不可欠な要件の一つとして「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」（以下実習Ⅰ・Ⅱという）の単位修得がある。実習が行われるのは3年次の夏期（実習Ⅰ）と3年次の年度末の春期（実習Ⅱ）である。2021（令和3）年度12月時点では学生のコースは希望調査の段階であり未定である。

実習Ⅰ・Ⅱは、2019（令和元）年度の「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し」⁽¹⁾により新カリキュラムが提示され、2021（令和3）年度より新カリキュラムでの養成が開始された。それまでの「相談援助実習」という名称が「ソーシャルワーク実習」となり、実習時間数もそれまでの180時間から240時間に拡充された。さらに、「ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2か所以上の実習施設で実施すること」⁽¹⁾とされ、「実習Ⅰ」と「実習Ⅱ」において機能（入所施設・通所施設・障害者福祉分野・児童福祉分野・高齢者福祉分野等）の異なる実習施設を選択することになった。

本稿作成時の段階では本学人間関係学科における2年次のコース選択は未定の状況

だが、実習施設の選定や依頼・内容の調整などの準備は始まっている。前述のとおり機能の異なる2か所以上の施設で実習を行うことから、実習先は多岐にわたることが予想されるが、現実的に実習生の受け入れ可能な施設は多くない。定められた講習を修了している「実習指導者」が勤務している施設に限られるからである。本学の実習先として考えられる主な施設種別としては、山形県内を中心に障害者福祉関係、児童福祉関係、高齢者福祉関係、加えて医療機関や都道府県・市町村社会福祉協議会等が考えられる。実際に社会福祉士の資格保有者の就労先としては、多い順に高齢者福祉関係43.7%、障害者福祉関係17.3%、医療関係14.7%、地域福祉関係7.4%、児童・母子福祉関係4.8%となっている⁽²⁾。

ここで、本学の学生の生活体験と学習機会を鑑みると、三世同居率が全国一位⁽³⁾である山形県内出身者が多いことから高齢者との接点はある程度確保されていることは予想されるが、就労先で2番目に多い障害者との接点は限られているのではないかと推測された。実際に本学短期大学部の介護福祉士養成課程の同学年30名へのアンケート調査(2021(令和3)年11月29日実施)によると、高齢者(65歳以上)と接したことがあり、かつその人の生活状況や必要な支援内容が把握できるという学生は24名で80%に上ったが、障害児(18歳以下)と接したことがある学生は17名で56%だった。半数を超えたのは、小中学校において近年増加している、障害のある児童等が普通学級に所属して個別の障害特性に応じた教育を学級内外で受ける「通教」によるものと推測される⁽⁴⁾が、そのうち障害児の生活状況や必要な支援が把握できる学生は4名であり13%に下がる。同様に障害者(19歳以上)と接したことがある学生は13名で43%ながら、生活状況や必要な支援が把握できる学生は6名と20%に下がった。また、障害児・者との接し方で不安に思うことはあるか尋ねたところ、「ある」が24名で80%であった。その内容は多い順に①「どんな人かわからないので、接し方がわからない」13名(43%)、②「コミュニケーションがとれるのかわからないため不安」6名(20%)、③「どんな障害か、どんな人かわからないため自分の言動により相手を傷つけてしまうかもしれないと思えて不安」2名(6%)であった。学科は異なるものの、この結果から学生の多くが障害のある人との関わりについて不安を感じていることが明らかになった。

これらから、「ソーシャルワーク実習」の準備を進めるにあたり、学生への指導等の内容充実にあ資するために、障害者福祉分野の概要とソーシャルワーク実習を行うにあたっての現状と課題を整理することが必要と考え、本研究を行うこととする。

1. 方法

社会福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」の位置づけについて整理し、障害者福祉制度について総合的な法体系を中心に概観するとともに障害者ソーシャルワークについて整理する。そのうえで、「ソーシャルワーク実習」についての先行研究から現状と課題を導き出し考察を加える。

2. 倫理的配慮

アンケート調査を行う際には、無記名で個人が特定されないこと、結果は研究目的以外には使用されないこと、回答の有無による不利益等はないことを口頭で説明し、回答によって同意とみなすことを伝え実施した。

3. 社会福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」の位置づけについて

2020（令和2）年3月6日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室より発出された「社会福祉士養成課程のカリキュラム（令和元年度改正）」⁽⁵⁾と、それを受けて出された「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」（一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟）⁽⁶⁾によると、養成課程全体の構成としては「講義・演習・実習の循環」により、「講義で学んだ知識と技術を統合」し、演習でイメージを膨らませ実習に活かすことで、「実習体験を元にした総合的な能力の習得」を目指すものとしている。

講義科目としては、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会福祉調査の基礎、ソーシャルワーク関連科目（ソーシャルワークの基盤と専門職・同（専門）・ソーシャルワークの理論と方法・同（専門））、地域福祉と包括的支援体制、社会保障、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、権利擁護を支える法制度、刑事司法と福祉等があり、そのうえでソーシャルワーク演習・同（専門）、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク実習（Ⅰ・Ⅱ）へとつながる。実習の前に演習があり、実習前後に実習指導が配置されている。

その内容を見ると、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から出された「ソーシャルワークに対する期待について」⁽⁷⁾において示されたソーシャルワークを担う人材としての「社会福祉士の活用」と、日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会がまとめた報告書⁽⁸⁾において示された「ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング（個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念）⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾の状態を高めることを目指していくことである。」というながれに応じ、支援対象者についての理解と現代社会において必要とされる生活支援の項目が含まれているものととらえることができる。

障害者福祉分野についてみると、「ソーシャルワークに対する期待について」において「障害児者の自立促進と共生社会の実現に向けて、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。」⁽⁷⁾と示され、地域共生社会⁽¹¹⁾を見据えた高い期待が寄せられている。

なお、「実習Ⅰ・Ⅱ」における実習施設についても2019（令和元）年度の改定にお

いて拡充された。実習施設等告示(相談援助実習施設等)⁽¹²⁾に定める「施設又は事業」の根拠法令と該当する施設又は事業の主なものを抜粋すると、(1-1:通し番号)児童福祉法(児童相談所・母子生活支援施設・知的障害児施設・重症心身障害児施設・児童自立支援施設等)、(1-2)医療法(病院・診療所)、(1-3)身体障害者福祉法(身体障害者更生相談所等)、(1-4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉センター)、(1-5)生活保護法(救護施設・授産施設・宿泊提供施設等)、(1-6)社会福祉法(市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所等)、(1-8)知的障害者福祉法(知的障害者更生相談所)、(1-10)老人福祉法(特別養護老人ホーム・老人デイサービス事業等)、(1-11)母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子・父子福祉センター)、(1-13)介護保険法(地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等)、(1-15)発達障害者支援法(発達障害者支援センター)、(1-16)障害者自立支援法(障害者支援施設・地域活動支援センター・就労移行支援・共同生活援助を行う事業等)などがある。

カリキュラムの講義内容と実習施設等より、人々のウェルビーイングの状態を高めることを目指し支援対象者について講義等により知識と理解を深め、演習により支援技術を高め実際の支援活動についてイメージし、それを実習によって体験として結びつけ、知識と技術の統合と実践の能力を習得することが意図されている。「実習Ⅰ・Ⅱ(240時間)」は、実習以外の講義総時間720時間と、演習150時間、実習指導(一部実習後含む)90時間の合計960時間の集大成として、実習体験によりそれらを総合的に習得する中核として位置づけられているのである。

4. 障害者福祉における法体系の概要と障害者ソーシャルワーク

ここでは、障害者福祉施策において障害の種別に限らない総合的な法律制度を概観することにより障害者福祉施策の全体的な把握を目的とし、主な法律として障害者基本法と障害者総合支援法の内容をみていくものとする。そのうえで、障害者ソーシャルワークの概要と障害者ソーシャルワーカーの役割について整理する。

わが国の障害者福祉は、第二次世界大戦後に傷痍軍人や戦災孤児、浮浪児等への救貧対策としてスタートした。1949(昭和24)年に障害者福祉関連の最初の法律として制定された「身体障害者福祉法」があり、知的障害者に関してはそれより早い1947(昭和22)年制定の「児童福祉法」のなかで知的障害のある児童への対策として始まった。

その後1960(昭和35)年に「精神薄弱者福祉法」(現：知的障害者福祉法)が制定され、18歳以上の知的障害者施策が法制化された。

1) 障害者基本法の特徴とその後の改正について

1970(昭和45)年にはすべての障害者を対象とする初めての法律として「心身障害者対策基本法」(現：障害者基本法)が制定され、障害者施策に関する国と地方公共団体の責務や、個人の尊厳とふさわしい処遇が保障される権利などの基本的事項を定めた⁽¹³⁾。その後、1993(平成5)年に改正が行われ、「障害者基本法」となった。その主な改正点から特徴をみると以下のようなになる。

- ① 障害者の定義：身体障害、知的障害に加え精神障害（発達障害含む）を明記
- ② 基本的理念：「完全参加と平等」の考え方が加えられた
- ③ 障害者の日を設定：12月9日（1975年国連総会にて「障害者の権利宣言」採択の日）
- ④ 障害者基本計画等：
 - 国　　：障害者基本計画策定義務
 - 都道府県：都道府県障害者計画策定努力義務（2004（平成16）年義務化）
 - 市町村　：市町村障害者計画策定努力義務（2004（平成16）年義務化）
- ⑤ 『障害者白書』の刊行
- ⑥ 中央障害者施策推進協議会の設置
- ⑦ 雇用の促進
- ⑧ 公共的施設の利用
- ⑨ 情報の利用等

これらより、障害者が身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）の3区分とされたこと、「完全参加と平等」の基本的理念からその後の障害者の差別解消の動きへと方向性がつけられたことがわかる。また、法定白書としての『障害者白書』の刊行により、毎年障害者のために講じた施策の概況等について報告を行うこととなった。

この後の経緯として、2006（平成18）年の国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約とする）が採択された。これは、それまで国連でも「障害者の権利宣言」（1975（昭和50）年）をはじめとして「障害者に関する世界行動計画（1982（昭和57）年）」、「国連・障害者の十年（1983（昭和58）年～1992（平成4）年）」の終了後に国連で採択された「障害者の機会均等化に関する標準規則（1993（平成5）年）」など、障害者の権利に関する理念や行動計画・規則などは存在したが法的な拘束力のある条約ではなかった。このため小澤は、「障害者の権利条約」が成立したことは各国の取り組みを推進する点で、きわめて大きな意義があったと指摘する⁽¹⁴⁾。

その主な特徴としては、第1条に障害者権利条約の目的を示しているが、障害者の定義に関して「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害があつて、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有するものを含む。」としており、これまでの国連の定義以上に障壁となる環境との相互作用を強調していて、「社会モデル」の考えをより強調したものになっている⁽¹⁴⁾。

第2条では、この条約における用語が定義され、特に「合理的配慮」では、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を共有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」としている。この考え方は、現在のわが国の障害者施策においても重要な理念の一つとなっている。

日本においては、その後、障害者権利条約の批准のための準備がなされていった。

まず2009（平成21）年に内閣府に「障害者制度改革推進会議」が設置され、2010（平成22）年に意見書がまとめられた。その内容は、障害者基本法の改正を含め障害者権利条約の批准を意識したものであった。その意見書をもとに2011（平成23）年、その後につながる障害者基本法の重要な改正が行われた。その主な内容をみると、障害者の定義に「（中略）～障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」（第2条第1項）としており、「社会的障壁」とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」（第2条第2項）とし、障害者権利条約において示された概念を導入している。また、手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用では、「全ての障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」（第3条第3項）とし、手話を言語に含めている。さらに「障害者権利条約」のなかで重視された「合理的配慮」に関しては、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項（ここでは差別と権利侵害の禁止規定のことを指す）の規定に違反することがないように、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。」（第4条第2項）としている。これら「障害者権利条約」の内容を意識した障害者基本法の改正と関連法⁽¹⁵⁾の改正により日本では2013（平成25）年国会での条約批准の承認を経て2014（平成26）年に国連で条約に批准した。

2) 障害者総合支援法について

障害者に対する具体的な支援についてみると、長く「措置制度」により行われてきた歴史がある。しかし1990年代後半からの社会福祉基礎構造改革や社会福祉法の改正（2000（平成12）年）によりサービス利用者による選択や障害者の地域生活支援が盛り込まれたことから2003（平成15）年に「支援費制度」へと移行し、2005（平成17）年には「障害者自立支援法」が制定された。同法では、三障害（身体・知的・精神）の制度体系の一元化や、障害種別ごとに分立していた従来の施設・事業形態を、日中活動と居住支援に区分したサービス体系に再編したこと、また財源不足への対応として利用したサービスの量に応じて負担する応益負担の仕組みが導入された⁽¹³⁾。しかし、障害が重度であればサービス量も増え負担が増加することに対して、日本国憲法で保障された生存権の規定に違反するとして障害者らによる反対の声が上がり、違憲訴訟が行われたことなどから障害者制度改革推進本部の下に「総合福祉部会」が設置され、障害者自立支援法に代わる法案の骨格提言が行われた。そして2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）と改称し、新たな障害保健福祉施策を講ずるための法律として施行されたのである⁽¹³⁾。その主な内容をみると、以下のようになる。

- ① 対象を拡大（難病を対象にする）
- ② 障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病患者等）にかかわらず、障害のある人が必要なサービスを利用できるよう、利用できるサービスの仕組み

を一元化

- ③ サービス提供を市町村が一元的に対応する
- ④ 国と地方公共団体の費用負担を明確化し、利用者にも利用量と所得に応じた負担を行う（上限額を設ける）
- ⑤ 就労支援を抜本的に強化
- ⑥ 支給決定の仕組みを透明化、明確化

また、障害程度区分を「障害支援区分」に変更し、「障害の程度」ではなく「支援の度合いを示す区分」に変更した。

法第1条（目的）には、「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、～（中略）～必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」としている。

第1条の2（基本理念）をみると、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び～（中略）～地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。」としている。これらより、障害者総合支援法では、わが国において障害者施策の上位法である障害者基本法の基本的理念にのっとり必要なサービス給付と地域生活を支援すること、そして国民相互が人格と個性を尊重し合うことを目的とし、全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を尊重され共生する社会を実現するために、社会的障壁を除去しながら地域社会において日常生活又は社会生活を営んでいけるように総合的かつ計画的に支援を行うことが基本理念として示されているといえよう。さらにいえば、障害者への総合的な支援について述べながら、それはつまり国民全てが共生できる社会の実現に向けた取り組みであることが示されているのである。

3) 障害者ソーシャルワークについて

障害者ソーシャルワークにおいては、障害者を「生活の主体者」⁽¹³⁾として理解し、自己選択・自己決定に基づく主体的な生活が営まれるように保障することが重要である。また、それを実践するソーシャルワーカーには、前項でみた障害者基本法における理念をさらに具体的に実現するために、必要な仕組みや対応について障害者総合支援法に基づき障害者本人やその家族等の声を聞きながらともに模索していくことが求められる。

障害者福祉分野におけるソーシャルワーカーとしては、わが国では社会福祉士及び

精神保健福祉士⁽¹⁶⁾がそれに該当する資格(どちらも名称独占)である。社会福祉士は、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって社会福祉に関する相談援助を業とする者であり、精神保健福祉士は、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健・福祉に関する専門的知識および技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行うことを業とする者である。両者はともに、人々が生活していくうえでの問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指すソーシャルワーク専門職である⁽⁸⁾。

障害者福祉分野におけるソーシャルワーカーの役割として、「障害領域のソーシャルワーカーは、人々の権利を擁護するとともに、人々が互いの人権を認め、国民の誰もが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生するコミュニティを強化することに取り組んでいく」ことや、「障害者とその家族にかかわる環境に働きかけ、彼らの生活機能を補う環境内の資源を開発するとともに、障害者とその家族に働きかけ個人内の資源を開発することに取り組んでいく」⁽¹⁷⁾ことが挙げられている。これらには、国連の「障害者権利条約」や「障害者総合支援法」の理念の影響がみてとれる。

障害者福祉分野におけるソーシャルワーカーの具体的な職種としては、2016(平成28)年に厚生労働省より出された報告書「『相談支援の質の向上に向けた検討会』における議論のとりまとめ」において、相談支援の業務を担う「相談支援専門員」を「ソーシャルワークの担い手」と位置づけた。同検討会は相談支援専門員に求められる技能と役割についての基本的考え方を次のようにまとめている⁽¹⁸⁾。

- ① 利用者の幅広いニーズを把握し総合的かつ継続的なサービスの提供を維持すること
- ② 社会資源の改善及び開発等に努めること
- ③ 自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図ること
- ④ ニーズ把握やプランの提示、モニタリング時などの相談支援のプロセスにおいて、障害者等の意思決定の支援に配慮すること

そのうえで「ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め」ることで次に挙げるような役割を担うことが求められるとしている⁽¹⁸⁾。

- ① インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発を支援すること
- ② 地域のつながりや支援者・住民等との関係構築を支援すること
- ③ 生きがいや希望を見出す支援を行うこと

これらを見ると、障害者福祉分野のソーシャルワーカーには、相談支援をソーシャルワークとして展開していく力を見つけていくことを通じて、インフォーマルサービスを含めた社会資源を改善・開発する役割や、支援者や住民との関係構築を支援する役割を担い、障害者とその家族が安心して地域で暮らしていくための地域基盤を整備することを促進していくことが期待されているといえよう。

ここまで障害者福祉分野におけるソーシャルワーカーについてみてきたが、このようなソーシャルワーカーを養成すべく社会福祉士養成課程においては「講義・演習・

実習の循環」により「実習体験を元にした総合的な能力の習得」を目指している。それでは、「ソーシャルワーク実習」の現状はどのようになっているのだろうか。次に、実習における現状と課題をみていく。

5. 「ソーシャルワーク実習」における現状と課題

ここでは、「ソーシャルワーク実習」についての先行研究より現状と課題を検討する。カリキュラムの改正に伴い実習の内容と名称も変更されてきている。現行の新カリキュラムは2021（令和3）年度開始であるため、今回の検討範囲には旧カリキュラムによる「社会福祉援助技術現場実習⁽¹⁹⁾」や「相談援助実習⁽²⁰⁾」を含むものとする。

しかし、「実習」に主眼を置いた論文では実習施設種別よりも実習のシステムやプログラム、あるいは実習指導体制としての実習先指導者との連携や実習を通して行われるスーパービジョン等に検討を加えているものが多く、「障害者福祉分野における実習」についての論文はほとんど見当たらない。そのため実習の分野や機能としては全般（障害者福祉分野・児童福祉分野・高齢者福祉分野・入所施設・通所施設等）にわたるものを対象とする。

結果

障害者福祉分野に着目した研究として鈴木ら⁽²¹⁾によれば、まずソーシャルワークの援助過程の前提として要援助者が社会生活を営むうえで困っている状況を改善するためのニーズ、つまり生活ニーズ⁽²²⁾に対するアプローチに主眼が置かれ、要援助者と社会・生活環境の相互作用に着目した生活モデルに基づく実践が行われているとしている。特に障害者の呈する障害は、「機能・形態障害、能力障害、社会的不利といった側面から構成され」ていること、加えて「障害者の社会的不利は、機能・形態障害や能力障害及び体験としての障害と少なからず相互に影響しあっていることは疑う余地もなく、障害者の多様な生活ニーズをとらえる際には、この相互の総合的理解に基づいた視点が必要となることは必至である。」⁽²²⁾と指摘する。さらに生活ニーズは当事者の身体機能的、精神心理的、社会環境的要因が相互に力動的に関連しあっていること、そのために障害者福祉の領域における福祉実践者は「社会福祉の近接領域とされている医学・生理学領域、及び心理学を中心とした行動科学領域といった周辺学問領域の専門的知識を少なからず駆使しなければならないと考える。」⁽²²⁾とし、障害のある利用者を理解し生活ニーズを把握して適切に支援するために周辺学問領域の専門的知識の必要性を述べている。しかし「障害者関連施設における社会福祉援助技術現場実習内容例」⁽²³⁾からみる限り、それらを体系的に学ぶ機会を設けているところは少ないことも指摘している。

障害者福祉分野に限らずにみると、利用者理解に着目した研究として神波ら⁽²⁴⁾によれば、実習枠組みの内容を表面的にこなすことよりも、まず実習の基礎となる利用者理解をどのような方法で行うかが重要であると指摘する。一方で田中⁽²⁵⁾による実

習を行った学生らに対するアンケート調査では、「利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成」の項目で2016（平成28）年度実習生では「十分に達成できた」または「ほぼ達成できた」とする回答は0名0%（n = 7）であり、2017（平成29）年度実習生では「ほぼ達成できた」とする学生が4名57.1%（n = 7）であった。質問内容のとらえ方による回答の差異についての指摘がありつつも、実習を行った学生の利用者理解に課題があることが推測される結果となった。

また、実習において大きな影響を及ぼすと考えられる「実習指導者」との関連研究も多くみられる。「実習指導者」とは、定められた講習⁽²⁶⁾を受けた者であり、実習は「実習指導者」が勤務する施設等でのみ行うことができる。竹中ら⁽²⁷⁾によれば、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」⁽²⁸⁾において実習プログラミングの段階から養成校と実習先との連携の必要性が認識されるに至っていると指摘し、養成校の実習指導担当教員（以下教員）、実習先指導者（以下実習指導者）、実習生（以下学生）の3者協議の必要性について検討し、「事前3者協議会」と「事後3者協議会」を開催することにより実習目標設定時や実習評価時における教員・実習指導者・学生間の実習に関する認識のズレの修正を行う必要性を挙げている。また小沼ら⁽²⁹⁾は実習指導者へのインタビュー調査を通じて、実習指導者の業務の実態として領域に限らず利用者の個別支援が業務の中心である場合が多いことにふれ、実習プログラム全体の実施に向けた課題を明らかにしている。さらに「実習生の個別的な背景や習熟度の違いはあっても、多職種連携やアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発等の内容を実習プログラムに十分反映できていない現状がある」ことや「多職種連携やネットワーキング等の項目では、行政や医療分野ならびに社会福祉協議会の実習において、学ぶことに長けているとされる。一方、障害者福祉や児童福祉、高齢者福祉分野の実習においては学ぶことが難しい場合があるという課題が示唆され」ていることを挙げている。

実習指導者を含めた実習指導体制に着目した研究では、小川ら⁽³⁰⁾による「実習反省会」と「実習意見交換会」の取り組みを分析したもので、これらを教員・実習指導者・学生の3者による実習指導に関する3つの枠組みである「マネジメント」、「プログラム」、「スーパービジョン」の観点から精査し、特に「プログラム」と「スーパービジョン」について議論されてきたことが明らかになったとしている。実習に係る学生に対する「スーパービジョン」については、浅原⁽³¹⁾の研究において学生が実習で感じるジレンマについて「スーパービジョン」による対応の必要性を示唆している。ここでいう「ジレンマ」とは、学生が実習中に感じる「相反する二つの事の板挟みになってどちらとも決めかねる状態（広辞苑）」であり、それに伴い「福祉現場に関わって、または利用者・職員に関わって、戸惑いや悩み、疑問を感じた体験」と定義している。それによれば学生の「戸惑いや悩み、疑問を感じた体験」は「A：現場の体制や取り組みに関するもの」と「B：学生自身に関するもの」の2つに分類され、それぞれの「学生の板挟み状況に応じたスーパービジョン」が必要であることを指摘している。ここで行われる「スーパービジョン」は、実習に関して教員によって行われるものに加え、実習期間内に実習施設において実習指導者により行われるものも含まれる。

ここまで、実習における現状と課題として障害者の個別的な障害特性を中心とした利用者理解に課題があること、実習指導者との連携や事前事後協議等を通じた認識の

調整が必要であること、実習中の学生の状況に応じたスーパービジョン等の対応が必要であることが示唆された。

6. 考察

1) 障害者ソーシャルワークにおける障害者理解とニーズ把握について

障害者ソーシャルワークにおいては、利用者の個別的なニーズを把握し適切なサービスを提供することが求められ、そのための利用者理解が極めて重要である。しかしながら学生の障害者理解については実習後の調査結果からも課題が残る現状がみとれた⁽²⁵⁾。その背景にあると思われる障害者との接触頻度及び接触時の対応状況について佐藤が市民調査をした結果⁽³²⁾によると、障害のない人が日ごろ障害当事者と接する機会が「ときどきある」を含め「ある」が81人（n = 109）（74.3%）、「接する機会のない」・「あまりない」が28人（25.6%）だった。接触した時に適切な対応ができなかった理由について障害当事者71人を含めた180人に聞いたところでは、「接し方が分からない」が最も多く71人（n = 180）（39.44%）であり、「（援助の）申し出がなかった」、「気恥ずかしいから」、「関わりたくなかった」がそれぞれ8人（4.44%）ずつだった。この結果からも、障害の理解が課題であり、障害及び障害者の理解を促進する学習内容を検討する必要があると考えられる。

障害及び障害者の理解には、障害の構造的側面（機能・形態障害、能力障害、及び社会的障壁等）を理解し、それに対して個別にどのようなニーズがあるか把握していくことが必要になる。その際、近年の障害者施策の動向からも環境との相互作用が強調されていることをふまえ、障害者本人の障害について構造的に理解すると同時に、その障害について「社会的障壁」の有無を確認する必要がある。そして、もしあるならばそれに対して「合理的配慮」をふまえた環境との調整を含めたニーズ把握とサービス提供が求められるのである。

実習に向けては、これらの動向を総論として、国民全てが相互に人格と個性を尊重しあい安心して生活することが目指されていること、それが現在の大きな方向性である地域共生社会の実現に寄与することであることを学生に伝え、必要なサービスを適切に受けることは国民としての権利でありそれを社会的に支援していくことが合理的配慮であること等を確認することで、かかわる障害者本人が必要以上にサービス利用や合理的配慮に対して消極的になることや精神的負担がかからないように配慮することも伝えていくことが必要であると考えられる。

またその実践には、社会福祉領域だけでなく周辺領域の専門的知識の必要性も示唆された⁽²²⁾ことから、障害の構造的な理解や生活上のニーズ理解のためにも医学・生理学領域や心理学等の行動科学領域、そして社会環境に関わる領域についての知識も学生に提供していく必要性が示唆された。このことは、各論として「社会福祉士養成課程のカリキュラム」における講義科目や、実習前に行われる「ソーシャルワーク演習」、そして「ソーシャルワーク実習指導」等において、いかにこれらの周辺領域も含めた障害者理解に関わる知識を伝え、そして支援の実践に向けた教育が実施できるかにかかっていると見える。

2) 実習指導体制の構築に向けて

本学で実施予定の「ソーシャルワーク実習」については、2019（令和元）年度に見直され2021（令和3）年度より開始された新カリキュラムであり、機能の異なる2か所以上の実習施設で実施することから、学生の多くは障害者福祉分野の施設で実習を行うことが予想される。しかしながら学生の障害者理解については課題がみられたことから、実習に向けた指導については一層の準備の必要性が示されたといえる。実習は、「学生（実習生）、教員（養成校）、実習指導者及び実習施設・機関、そして利用者の4者関係の中で行われ、最終的に利用者の最善の利益を目標に実施されなければならない」との指摘がある⁽³³⁾。先行研究からは、特に実習指導者との連携と学生へのフォロー体制としてのスーパービジョン等の対応の必要性が示された。実習指導者については、自施設で行われる実習について詳細に計画を作成し、学生の様子を確認しながら進めていくことが求められることから、事前の実習内容と計画の確認、実習中の経過観察、そして事後評価等における協議など教員との連携場面は多いことが想定される。カリキュラム改定初年度は、いずれの実習指導者においても手探りで実習を行う部分があることは否めないが、本学の実習はカリキュラム改定後3年目にあたる2023（令和5）年度開始のため、それまでに実習指導者との事前協議により実習内容や連携のあり方について検討を進め、準備することが必要である。本稿において「事前3者（教員・実習指導者・学生）協議会」・「事後3者協議会」や「実習反省会」・「実習意見交換会」の開催についての知見が得られたことは今後の準備に活用できるものであり、学生にとって有意義な実習にするために参考になるものである。

また、実習施設種別・機関による学習内容の差異についての指摘^{(29) (34)}もあることから、実習施設としては可能な限り多くの分野と施設種別を準備する必要がある。そして、それぞれの機能による実習内容について事前に確認し、学生にとって効果的で有意義な実習となるようにしなければならない。また、実習を行う学生に対する支援としてのスーパービジョン等について、実習先では実習指導者の対応になることと、実習中の教員による巡回指導、または実習期間中に数回設定されている学生が養成校に戻る帰校日の際に教員により行われることが想定される。本稿では実習中の学生については実習における利用者理解の部分のみ検討したが、学生の精神的負担や実習の修了に向けたフォローについても検討すべき課題といえる。実習前後の「演習」や「実習指導」に加えて指導体制として準備する必要があるものと考えられる。

ここまで実習指導体制についてみてきたが、ソーシャルワーク実習を行うにあたり、学生と実習指導者や実習施設・機関、そして利用者にとって過重な負担とならないように配慮しながら、学生が実習を修了し、最終的に利用者の利益になるように、今回得られた知見を基に今後の準備に活用していきたい。

7. 本研究の限界と今後の課題について

本稿では、2023（令和5）年度より本学で実施される「ソーシャルワーク実習」に向けて障害者ソーシャルワークを前提に考察を試みたが、「障害者福祉分野における実習」についての先行研究が少なく、十分な検討を行うことができなかった。2021（令

和3) 年度より新カリキュラムによる養成課程が開始されていることもふまえ、今後の研究が待たれるところである。

しかし、学生の障害者理解の状態や実習における利用者理解についての課題が明らかになり、実習施設の実習指導者との連携や実習を行う学生へのスーパービジョンを含めた対応についての示唆を得られたことは、今後の実習準備に活用できるものであり、充実した「ソーシャルワーク実習」に向けた準備に資するものである。今後は、実習指導者、実習施設・機関との準備・協議を進めるうえで実施年度までさらに教育内容・実習内容とそれをふまえた指導内容・そして指導体制の構築等について検討を重ね、本学の学生への実習指導と社会福祉援助者養成に反映させることが課題である。

引用文献

- (1) 「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」
社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 令和元年6月28日
- (2) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」
社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門員会 平成30年3月27日
- (3) 「山形県高齢社会関係データ集令和2年」
山形県健康福祉部長寿社会政策課
- (4) 「通教による指導の現状」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成31年2月22日
- (5) 「社会福祉士養成課程のカリキュラム（令和元年度改正）」
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 令和2年3月6日
- (6) 「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2020年3月31日
- (7) 「ソーシャルワークに対する期待について」
社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門員会 平成29年2月7日
- (8) 「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」
日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会 平成15年6月24日
- (9) 「雇用政策研究会報告書 人口減少・社会構造の変化の中で、ウェルビーイングの向上と生産性向上の好循環、多様な活躍に向けて」
厚生労働省 雇用政策研究会 令和元年7月
- (10) 「世界保健機関憲章前文（日本WHO協会訳）」
1946年7月22日署名（1951年6月26日日本において条約第1号公布）
- (11) 「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」
厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 平成29年2月7日
- (12) 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業」
厚生労働省令第五十号 昭和62年12月15日（令和2年一部改正）
- (13) 新・社会福祉士養成課程対応『障害者福祉論—障がい者ソーシャルワークと障害者総合支援法—』

相澤讓治ほか編 株式会社みらい 2021年3月

- (14) 「障害者福祉制度の近年の動向と課題」
小澤温 社会保障研究 Vol. 2 No. 4 442-454
- (15) 2011（平成23）年障害者虐待防止法・2013（平成25）年障害者差別解消法など
- (16) 厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/>）より
「精神保健福祉士とは、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、その他の日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者のことをいいます。」
- (17) 最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座 8 障害者福祉
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集 中央法規 2021年
- (18) 『「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ』
厚生労働省 平成28年7月26日
- (19) 「社会福祉士法及び介護福祉士法（1987年制定）」
- (20) 「社会福祉士法及び介護福祉士法（2007年改正）」
- (21) 「障害者福祉領域の社会福祉援助技術現場実習の課題－社会福祉士養成教育における周辺専門知識活用の必要性－」
鈴木保巳 大和田猛 青森保健大紀要 4（1），21-29, 2002年 pp21-29
- (22) 『社会福祉21世紀のパラダイム〈2〉方法と技術』
古川孝順（編） 誠信書房 1999年
- (23) 『改訂 福祉実習ハンドブック』
岡本榮一 小田兼三 竹内一夫他 中央法規 1999年
- (24) 「新カリキュラム導入に伴う社会福祉士実習の変化」
神波幸子ほか 愛知淑徳大学論集－福祉貢献学部編－ 第3部 2013年 pp17-33
- (25) 「社会福祉実習教育の現状と今度の課題（2）」
田中幸作 東海学院大学研究年報 3 2018年 pp11-18
- (26) 「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」
厚生労働省社会・援護局長 社援発0306第27号 令和2年3月6日
- (27) 「社会福祉士養成教育における実習先指導者との連携－連携の課題にみる3者協議の必要性－」
竹中理香ほか 川崎医療福祉学会誌 Vol.30 No. 1 2020年 pp37-46
- (28) 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」
19文科高等917号厚生労働省社援第0328003号（最終改正令和2年3月6日）
- (29) 「ソーシャルワーク実習における連携・ネットワーキング・社会資源の活用に関する実習プログラムの導入の促進・阻害要因－実習指導者へのインタビュー調査を通じて－」
小沼聖治 川口真実 日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』第141号 2019年 pp45-57

- (30) 「社会福祉士養成における実習指導体制構築への取り組み－実習反省会・実習意見交換会を中心として－」
小川智子 清水正美 城西国際大学紀要 第22巻 第3号 福祉総合学部
2014年 pp59－84
- (31) 「社会福祉士実習生のジレンマ体験の特徴とスーパービジョンのあり方－事例の分類を通じて－」
浅原千里 日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』第127号
2012年 pp81－99
- (32) 「障害者差別と合理的配慮の提供の実態からみた障害者福祉の課題－「障害者差別解消法」施行下における市民意識調査をとおして－」
佐藤博幸 新潟医療福祉会誌18（2） 2018年 pp23－35
- (33) 「社会福祉士養成における相談援助実習の実態と課題（1）－旧相談援助実習ガイドラインからみた実習内容の課題－」
松岡佐智ほか 福岡県立大学人間社会学部紀要 Vol.22, No.2, 2013年 pp
35－54
- (34) 「社会福祉士養成における相談援助実習に関する一考察－福祉事務所における実習教育の現状と課題－」
大山朝子 鹿児島国際大学福祉社会学部論集 第37巻 第3号 2018年 pp 1
－19

(資料：アンケート質問用紙)

質問 障害者ソーシャルワーク研究のために

- ① 障害のある 19 歳以上の人と、接したことがありますか
(ある ・ ない)
- ② 接したことがある人は、その人の生活状況が把握できるくらい接したことはありますか
(ある ・ ない)
- ③ 障がいのある 19 歳以上の人について、今の認識 (印象 (イメージ) ・ その他) を教えてください

- ④ 障害児 (18 歳以下) と、接したことがありますか
(ある ・ ない)
- ⑤ 接したことがある人は、その人 (障害児 (18 歳以下)) の生活状況が把握できるくらい接したことはありますか
(ある ・ ない)
- ⑥ 障害児について、今の認識 (印象 (イメージ) ・ その他) を教えてください

- ⑦ 高齢者 (65 歳以上) の人と、接したことがありますか
(ある ・ ない)
- ⑧ 高齢者 (65 歳以上) の人の、生活状況が把握できるくらい接したことはありますか
(ある ・ ない)
- ⑨ 高齢者 (65 歳以上) の人について、今の認識 (印象 (イメージ) ・ その他) を教えてください

- ⑩ 障がいのある人 (児・者ともに) との接し方で、不安に思うことはありますか
(ある ・ ない) ある人は、どのようなことでしょうか